

【参考】所沢市中小企業設備投資融資利子補給金 モデルケース（埼玉県制度融資）

(1) 利子補給制度のポイント

- 原則として融資実行から5年以内に支払った利子が計算の対象
- 利子補給金は融資実行日にかかわらず毎年10月1日～翌年9月30日の1年間(※)に支払った利子を対象に、1年に1度支給します。
例えば令和6年10月1日に融資が実行された場合は、令和6年10月1日～令和7年9月30日の1年間に支払った利子を対象として、令和7年度の利子補給時に支給します。

※市内事業実績1年経過時点から、融資実行後5年が経過するまでが利子補給対象期間

(2) 令和7年4月1日に融資が実行された場合の考え方

①一般的なケース

→令和7年4月1日～令和12年3月31日までに支払った利子が対象となります



②市内での事業実績が1年未満のケース（令和7年4月1日付けの開業（法人設立登記）と同時に融資が実行されたと仮定）

→市内での事業実績が1年経過した時点（令和8年4月1日）から利子補給資格要件を満たすため、利子補給は5年未満となります。

